

企画競争説明書

業務名称：全世界ODA事業におけるBIM／CIMの活用に係る情報
収集・確認調査

調達管理番号：21a00373

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月30日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年6月30日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 ODA 事業における BIM/CIM の活用に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。
(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：田代 順子 Tashiro.Junko@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南アジア部インド高速鉄道室

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年 7月 9日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年 7月 15日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年 7月 27日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が１営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（３）提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

（４）提出書類：

1) プロポーザル・見積書

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 2か国（競争参加者が選定）への渡航に必要となる旅費（航空賃、日当・宿泊料）
 - b) 2か国（競争参加者が選定）への渡航に必要となる一般業務費
 - c) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - c) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) SGD 1 = 83.1241 円
 - b) TWD 1 = 3.95 円
 - c) US\$ 1 = 109.811 円
 - d) EUR 1 = 134.026 円
- 5) その他留意事項（以下、例）
 - e) 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／BIM/CIM 技術（建築）
 - b) BIM/CIM 技術（空港・港湾・鉄道）
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手育成加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポ

「一ザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年8月13日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉

及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：ICT 技術を活かした施設建設事業に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／BIM/CIM 技術（建築）

➤ BIM/CIM 技術（空港・港湾・鉄道）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／BIM/CIM 技術（建築））】

a) 類似業務経験の分野：全世界における施設建築事業に係る ODA 事業の経

験を有すること（10年程度を目安とする）。病院、プラント等の施設建築に関する調査・設計及び施工管理/監理全般に関する技術的知見を有し、海外もしくは国内でBIM/CIMの検討や活用に関する経験を有すること。

- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 BIM/CIM 技術（空港・港湾・鉄道）】

- a) 類似業務経験の分野：全世界における運輸交通事業に係るODA事業の経験を有すること（10年程度を目安とする）。空港、港湾、鉄道等に係る運輸交通分野での施工管理/監理全般に関する技術的知見を有し、海外もしくは国内でBIM/CIMの検討や活用に関する経験を有すること。
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(8)	
(1) 類似業務の経験	5	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	3	
2. 業務の実施方針等	(52)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	23	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	23	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
	(27)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／BIM/CIM 技術（建築）</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	6	3
オ) その他学位、資格等	4	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(5)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>BIM/CIM 技術（空港・港湾・鉄道）</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	2	

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界ODA事業におけるBIM/CIMの活用に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

我が国においては、PC（Personal Computer）の普及に伴い、CAD（computer-aided design）システムの導入が進んだが、自動車や機械等の製造業では、CADの導入により生産性が飛躍的に向上した一方で、建設事業ではその多くが一品生産で工場生産品のように大量生産ではない等の理由から、CADの導入による生産性の改善度合いは比較的小さかった。

近年、建設事業において従来のCAD以上に生産性を向上させるツールとして、構造物に関連する情報モデルの構築（Building/ Construction Information Modeling：BIM/CIM）と、同モデルに内包される情報の管理・活用（Building/ Construction Information Management：BIM/CIM）が注目されている。BIM/CIMとは、PC上に作成した3次元の形状情報に加え、構造物及び構造物を構成する部材等の名称、形状、寸法、物性及び物性値（強度等）、数量、そのほか付与が可能な情報（属性情報）とそれらを補足する資料（参照資料）を併せ持たせたモデルまたはそれを活用することである。具体的には、測量・調査、設計、施工、維持管理・更新の各段階において、情報を充実させながらBIM/CIMモデルを連携・発展させ、併せて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にすることで、一連の建設生産・管理システム全体の効率化・高度化を行い、工期短縮、品質向上、安全性向上等を実現させることが期待されている。米国、イギリス、フィンランド、ノルウェー、デンマーク等の欧米諸国を中心に、活用のための制度構築が進んでおり、例えば、イギリスでは2025年までに政府発注建設事業においてBIM/CIM導入を義務化することを目標に掲げ、国内の約70%程度の建築プロジェクトがBIM/CIMを使用しているという報告もある。また、シンガポール、中国、韓国、台湾等のアジアの諸国においても、BIM/CIMの活用を推進するために国家レベルでその基準や指針などが制定され、運用が始まっている。さらにはフィリピン、インド、インドネシア等の開発途上国においても、鉄道セクター等でBIM/CIMの導入を進めている等、世界の建設事業においてBIM/CIMの導入と活用が主流となりつつある。

我が国においては、国土交通省により、2016年度より導入された建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の取組みにおいて、これまで3次元モデルを活用し社会資本の整備、管理を行うCIMを導入することで受発注者双方の業務効率化・高度化を推進してきた。しかし、国際的なBIM/CIMの動向等が近年顕著な進展を見せていることに鑑み、2018年には産官学一体となった議論を行うためのBIM/CIM推進会議を設置、2020年にはBIM/CIM活用ガイドライン（案）の整備が行われ、2020年7月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、2023年度までに小規模なものを除く全ての公

共事業でBIM/CIMを活用することが掲げられる等、BIM/CIMの活用に向けた環境の整備が急速に進んでいる状況である。

掛かる状況下、当機構においても一部の道路や鉄道の建設事業において設計検討の効率化、工期短縮等を目的として設計、施工のそれぞれの段階でBIM/CIM導入を試験的に実施しており、その活用に係る課題の整理や効果の検証を行っているところである。「インド国高速鉄道建設事業詳細設計調査【有償勘定技術支援】」では、主要駅の一部を対象に、基本設計をもとにしたBIMモデルを作成し、設計段階での協議の円滑化や図面の整合確認の活用に関する考察を行った。その結果、交差物や建物内設備の多い駅部では、三次元での可視化による問題点の把握がしやすい等の観点から、協議の円滑化が期待されるとの結論に至った。また並行して、昨今の我が国や世界のBIM/CIM導入の状況や今後のODA事業での活用可能性についての部分的な情報収集を行っている。

今後さらに、我が国及び開発途上国双方から、BIM/CIMの導入が求められていくことが予想されるため、当機構においてもODA事業にBIM/CIMを導入する場合の利点や課題を整理し、BIM/CIMの導入方針について十分な検討を行う必要がある。また、現在実施している設計、施工等それぞれの段階におけるBIM/CIM導入に限らず、測量・調査、設計、施工、維持管理・更新まで一貫した活用を視野に入れつつ、その具体的な方法論について日本の知見を基にODA事業への応用方法を検討する必要がある。

以上を踏まえ、本調査では、ODA事業においてBIM/CIMを導入するにあたっての効果と課題を特定し、ODA事業におけるBIM/CIM導入計画案の策定を行う。さらに、案件形成・監理を担当する当機構職員等が、BIM/CIMの導入を検討する際や、BIM/CIMを導入したプロジェクトの監理等を行う際に実務上必要な情報を盛り込んだハンドブック案を作成することを目的とする。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって、ODA事業においてBIM/CIMを導入するにあたっての効果と課題を特定し、ODA事業におけるBIM/CIM導入計画案の策定を行う。更に、案件形成・監理を担当する当機構職員等が、BIM/CIMの導入を検討する際や、BIM/CIMを導入したプロジェクトの監理等を行う際に実務上必要な情報を盛り込んだハンドブックを作成することを目的とし、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 調査方針

BIM/CIMは、技術の進展や各国の取り組み状況について、ここ数年で大きな進展が生じていることが想定される。このため、調査の初期段階で、当機構が実施した先行調査の内容についてレビューを行う。そのうえで、我が国、BIM/CIMの導入が進んでいる諸外国、今後BIM/CIMの利活用が進むことが想定される開発途上国のBIM/CIMの利活用状況、及び利活用のために必要な環境の整備状況を、現地調査等の実施を通じて、詳細かつ正確に把握する。なお、これまでの調査によればBIM/CIM先進他国に比して、国土交通省で整備されたBIM/CIM導入に係る要領及びガイドラインは、BIM/CIM活用に係る必要十分な情報を網羅したものとなっていると考えられる。本調査では、同要領及びガイドラインの内容を踏まえつつ、無償資金協力や有償資金協力のスキームで、測量・調査、設計、施工、維持管理・更新等の各段階が存在するODA事業特有の事情に応じた対応が必要との考えに基づき調査を行うこと。

その上で、ODA 事業において BIM/CIM を導入するにあたっての効果と課題を無償資金協力と有償資金協力のスキームのそれぞれの場合において、実施機関、設計者、施工監理者、施工者（再委託含む）、維持管理者、資金提供者等の関係者の立場ごとに検討・整理することとし、それらの検討結果に基づき、ODA 事業における BIM/CIM 導入計画案の策定を行うこと。

また、案件形成・監理を担当する当機構職員等が、BIM/CIM の導入を検討する際や、BIM/CIM を導入したプロジェクトの監理等を行う際に実務上必要な情報を盛り込んだハンドブック案についても作成すること。

（２）新型コロナウイルスの影響

本調査では、現地調査を予定しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響等で現地渡航が困難な場合となる可能性がある。現時点で渡航を想定しているのは、シンガポール、台湾、開発途上国 2 カ国の計 4 カ国であるが、調査期間中、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行状況によっては、代替となる渡航先を検討することがある。また、現地調査が実現しない場合であっても、原則として 2021 年度内に調査を完了する予定であり、かかる場合においても相応の調査成果を挙げる必要があることから、現地に渡航できない場合においても、訴求力のある分析・提言を行うことができる調査体制を提案すること。

（３）関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際し、本邦及び現地の政府関係機関、関係団体及び民間企業等へのアンケート・ヒアリング調査の実施についても想定しているが、必要な連絡やアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提とする。ただし、必要に応じ、当機構が支援を行うことも検討可能であるため、各機関とのアポイントメントの取り付け方法等については、当機構と相談しながら調整すること。

（４）当機構内の関係部署も含めた意見交換会開催の段取り

本調査の担当部署は南アジア部インド高速鉄道室であるが、重要な調査方針にかかる協議時や、重要な検討結果の確認時等については、当機構内の関係部署も含めた意見交換会を複数回開催する。意見交換会開催のタイミングについては、以下の時期を想定しているが、実際の開催のタイミングについては、南アジア部インド高速鉄道室と協議して決定する。関係部との予定の調整については、初回は当機構担当部署が行うが、2 回目以降は原則コンサルタントが行うこととする。なお、これに限らず、調査進捗については定期的に、当機構南アジア部インド高速鉄道室に対して、電話・メールベースで報告を行うこと。

【意見交換会開催のタイミング（仮）】

- 業務計画書案の説明時
- インセプション・レポート案の説明時
- 国内外におけるヒアリング・アンケート調査先の決定と、同調査項目の決定時
- BIM/CIM 活用に係る要領及びガイドラインの課題と対応の検討の完了時

- ODA 事業における BIM/CIM 導入の利点と課題にかかる検討の完了時
- ODA 事業における BIM/CIM 導入計画案の策定方針決定時、作成完了時
- ハンドブック案の目次案策定時、ドラフト作成完了時

(5) その他

調査内容の説明資料や成果品に関しては、図表等を活用して可能な限り提案内容を可視化したものとする。また、各方面で収集した情報の取り扱いについては十分留意すること。

第5条 調査の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、当機構に提出する。

(2) 先行調査・既往事業のレビュー

「開発途上国におけるICT 技術を活用した道路分野ODA 事業のあり方に関するプロジェクト研究」、「フィリピン国 ODA事業（土木・建築工事）におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進にかかる情報収集・確認調査」、「インド国 高速鉄道建設事業詳細設計調査」の先行調査において、各国におけるBIM/CIMの導入状況等、BIM/CIMに関する基礎的な情報収集が行われているため、調査の初期段階において、先行調査のレビューを行い、本調査において追加的に情報収集、検討すべき事項について整理を行い、本調査で補完的に情報収集を行うべき内容を明確にする。

(3) インセプション・レポートの作成・提出

先行調査のレビューを行った後、主に以下の項目を含むインセプション・レポートについて、契約締結後1か月以内に作成し、提出する。

- ① 調査の実施方針（調査手法や実施工程、各人員の役割分担、作成時点における本調査の留意点、課題設定等を記載する。）
- ② 先行調査のレビュー結果

(4) BIM/CIMの基礎情報、利活用状況の整理（BIM/CIM先進国・開発途上国・国内）

(2)で実施したBIM/CIMに関するレポートのレビュー結果も踏まえ、本調査の目的の達成のために必要な情報収集を行う。特に各国におけるBIM/CIMに関する規定の整備状況、現地コンサルタント・コントラクターの対応能力等について十分な情報収集を行うこととする。

BIM/CIM先進国の情報収集については、主にシンガポールと台湾を対象とする。

開発途上国については、コンサルタントが提案し、当機構からの承認を得て決定することとするが、開発途上国においては、即時にODA事業においてBIM/CIMが導入されることで相当程度の効果が期待される国と、制度・インフラ・技術力等が整っていない等の理由により、即時にODA事業においてBIM/CIMを導入できないが、今後BIM/CIMの導入が進む可能性が高いと考えられる国をそれぞれ1カ国、計2カ国選定することとする。

なお、BIM/CIM先進国・開発途上国の調査については、文献調査に加え、現地調査も行うこととし、具体的には以下の様な機関に対して、アンケート及びヒアリング調査を

行うことを想定しているが、調査対象機関については、当機構と十分に協議して決定すること。

【アンケート及びヒアリング調査対象機関（例）】

- 発注機関（現地政府）
- 現地民間企業（コンサルタント、コントラクター）
- その他、BIM/CIMの導入を促進する現地の組織等

（５）BIM/CIM導入済のODA事業で確認された効果・課題の確認

BIM/CIM導入済のODA事業について、その事業実施状況について確認を行い、BIM/CIM導入にかかる現在の進捗状況や、BIM/CIMを導入することになった背景、直面している課題やそれに対する工夫、発現している効果等について確認・整理する。調査対象案件は、インド「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」（有償資金協力）、フィリピン「マニラ首都圏地下鉄事業」（有償資金協力）、ウガンダ「カンパラ立体交差建設・道路改良事業」（有償資金協力）トーゴ「ソコデバイパス建設計画」（無償資金協力）等を想定しているが、当機構とも相談の上、決定すること。直面している課題については、BIM/CIMを導入するために必要なBIM/CIMの技術、現地測量業者の能力、ソフト群、またこれらを統合したシステムにおける課題、当機構及び被援助国においてBIM/CIMを導入するにあたり必要な体制にかかる課題、被援助国の業務の監理能力や人材確保における課題等を中心に確認・分析を行うこと。

また、BIM/CIMについては、特に、設計及び施工段階で実施機関、設計者、施工者（再委託含む）等、関係者が多くなる場合に円滑かつ確実な関係者間のデータ共有が課題となる。対象とする案件の実例を基に、要領やガイドライン上の課題とその対応について具体的な提案を行うこと。

なお、調査手法については、文献調査に加え、相手国実施機関、調査・設計を実施したコンサルタント、当機構等からのアンケート及びヒアリング調査も実施することとする。

（６）ODA事業におけるBIM/CIM導入による効果の検討・整理

（２）、（４）、（５）の結果を基に、ODA事業の測量・調査、設計、施工、維持管理・更新等の各段階において、BIM/CIMを導入することにより必要となる業務量・費用、BIM/CIM導入により削減される費用・所要時間との比較を行うとともに、得られる各種の効果（積算時間の短縮・積算精度の向上、人的ミスの削減、品質向上、安全性向上等）の検討・整理を行う。効果は無償資金協力と有償資金協力のスキーム毎に、かつ、実施機関、設計者、施工監理者、施工者（再委託含む）、維持管理者、資金提供者等の関係者の立場ごとに、検討・整理することとし、可能な限り定量的に示すこととする。

また、これらの検討をもとに、ODA事業において、特にBIM/CIMの導入により効果が大きくなる事業の特徴（事業規模、事業分野等）について提言を行うこと。更にBIM/CIMの費用対効果を最大化するために、ODA事業における協力準備調査、詳細設計、施工監理等の各段階でどの程度のBIM/CIMの導入に関する検討が必要となり、また、各段階で検討すべきBIM/CIMの詳細度（LOD：Level of Development Specification）についても提案を行うこととする。

（７）ODA事業におけるBIM/CIM導入における課題の特定

測量・調査、設計、施工、維持管理・更新等の各段階における課題、更にこれら段階

を跨ぐBIM/CIMの活用の課題について、検討を行うこととする。

これらの課題は無償資金協力と有償資金協力のスキーム毎に、かつ、実施機関、設計者、施工監理者、施工者（再委託含む）、維持管理者、資金提供者等の関係者の立場ごとに、検討・整理することとし、また、課題に対する解決策・緩和策も提案することとする。

費用の検討については、（６）において提案した「ODA事業において、特にBIM/CIMの導入により効果が大きくなる事業」において、ODA事業における協力準備調査、詳細設計、施工監理等の各段階でどの程度の費用が追加的に発生するのかについて、具体的に示すこととする。

また、ODA事業に参画することが想定される本邦企業、現地企業がBIM/CIMの導入にどの程度対応できるのかについても、調査を行うこととする。

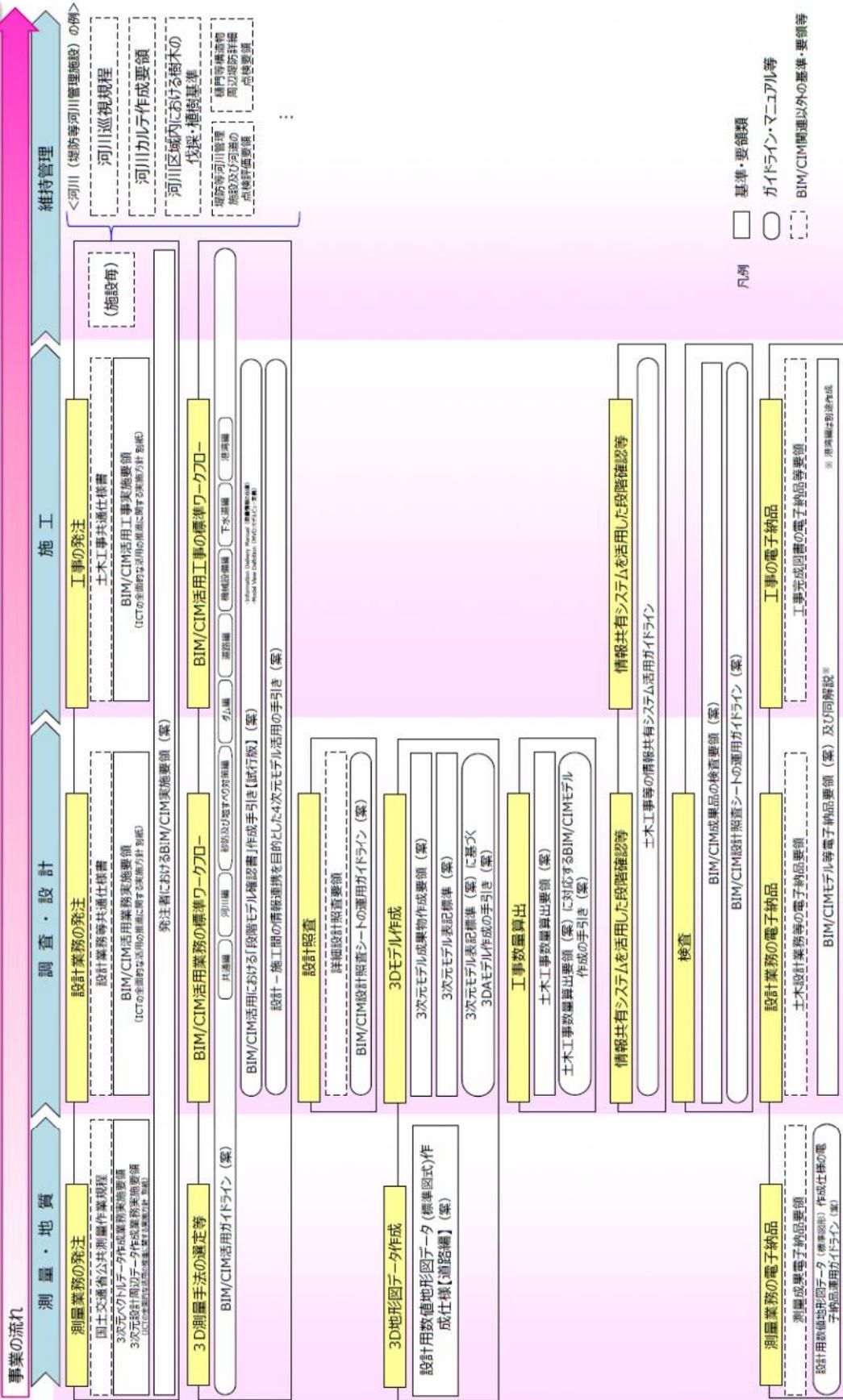
これら課題の分析にあたっては、実施機関、設計者、施工監理者、施工者（再委託含む）、維持管理者、資金提供者、業界団体等、関係者に対してのアンケート調査及びヒアリング調査も通じて実施することとし、アンケート調査やヒアリング調査の実施先については、当機構に事前に提示し、承認を得ること。

（８）BIM/CIM活用に係る要領及びガイドラインの課題と対応の検討

国土交通省のBIM/CIM活用ガイドライン（案）では、次頁の図のとおり調査から維持管理に至る段階で活用される基準・要領及びガイドライン・マニュアルを整理している。ODA事業においても同様に基準・要領及びガイドライン・マニュアルが必要であるが、設計や施工等の仕様書等の図書や活用環境等が異なることから、ODA事業としての課題に対応した基準・要領及びガイドライン・マニュアルの策定が必要となると考えられる。

本調査では、（２）、（４）～（７）の調査結果に基づき、具体的な課題と対応について検討し、ODA事業に適した基準・要領及びガイドライン・マニュアルの策定について提言すること。

◇各段階の事業実施において適用又は参照する基準・要領等



出典：国土交通省（BIM/CIM活用ガイドライン（案））

(9) ODA事業におけるBIM/CIM導入計画案の策定

上記(2)、(4)～(8)において実施した情報収集・検討結果を踏まえ、ODA事業におけるBIM/CIMの導入計画案について検討し、取りまとめる。

具体的には、BIM/CIMの効果や課題の観点から、今後ODA事業においてBIM/CIMを短期的・中期的に導入することが望ましい、導入し易い対象地域、対象国、スキーム、セクター等について提案を行うこととし、具体的な仮想の事業案についても複数提示する。また、ODA事業におけるBIM/CIMの導入国として大きなポテンシャルがありつつも、制度上の問題や、現地リソースの能力不足等の問題があり、短期的にBIM/CIMの本格導入が困難である際に有効と考えられる、具体的な支援策(技術協力、コンサルティングサービス等)についても、検討することとする。

更に、(8)を踏まえ、今後当機構において整備する必要があると考えられる制度や文書等についての提言も含めることとする。

(10) 当機構職員等のためのハンドブック案の作成

本調査の成果の一部として、案件形成・監理を担当する当機構職員等が、BIM/CIMの導入を検討する際や、BIM/CIMを導入したプロジェクトの監理等を行う際に実務上必要な情報を盛り込んだハンドブック案を作成する。同ハンドブック案において現時点で具体的に記載することを想定している内容は以下の通りである。

【主な構成案】

- ・ハンドブックの用途の説明
- ・BIM/CIMに関する基礎知識
- ・BIM/CIMに関するODA事業での活用効果
- ・BIM/CIMの有効性を判断するためのチェックリスト
- ・BIM/CIMの有効性を実施機関に説明するための説明資料
- ・協力準備調査(無償・有償)にかかる業務指示書記載文案
- ・資金協力事業(無償・有償)における相手国実施機関との合意文書記載文案
- ・資金協力事業(無償・有償)におけるコンサルタント・コントラクターTOR文案
- ・資金協力事業(無償・有償)における必要経費の考え方
- ・実施機関の能力強化支援案
- ・BIM/CIMの導入効果が高い、具体的なプロジェクト案、成功事例の紹介 等

(11) 調査結果報告会の開催

調査結果のオンライン報告会を当機構内で1回開催し、本調査で作成した成果物の内容について共有する。

(12) ファイナル・レポートの作成

上記調査結果等についてとりまとめ、ファイナル・レポートを提出する。また、(10)で作成したハンドブック案についても、ファイナル・レポートの一部として取り扱うこととする。

第6条 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち3)を最終成果品とする。本契約における成果品は、ファイナル・レポートとし、提出期限を

2022年3月4日とする。なお調査期間中、成果品に限らず、各種議事録やレポート等を発注者へ都度提出・報告すること。

なお、各成果品等の最終化は、当機構のコメントを反映したうえで行うものとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、事業背景情報、過去調査等の分析結果等

提出時期：調査開始後1か月以内

部 数：和文（電子データのみ）

2) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査の全体成果をまとめた報告書、ハンドブック案を提出すること。

提出時期：2月上旬

部 数：和文（電子データのみ）

3) ファイナル・レポート

記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントを受け、必要に応じて各書類に情報・データ・提言を加えたもの。報告書本体とハンドブック案を提出すること。

提出時期：3月上旬

部 数：①ハード 和文7部、英文7部

②ソフト 和文、英文

③CD-ROM 和文2枚、英文2枚

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、当機構様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後、当機構に提出する。なお、インターネット上でデータの収集が可能なものについては、情報源として使用したURLを記載する。

(3) その他の提出物

1) 面談録等

関係機関との面談をした際の議論の要旨についてまとめ、当機構に速やかに提出する。当機構における打合せについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、2営業日前までに配布資料を当機構に提出する。

2) 業務従事月報

当機構規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに当機構に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) その他

上記の提出物のほかに、第5条で報告書に記載せず別途当機構に提出することとした情報や、当機構が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

(4) 成果品の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- 各報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 各報告書が特に分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。
- 関係者との説明・協議等にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、当機構が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年9月より業務を開始し、2022年3月に成果品（ファイナルレポート）を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 13 人月（M/M）（現地：3M/M、国内10M/M）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／BIM/CIM 技術（建築）（2号）
- ② BIM/CIM 技術（空港・港湾・鉄道）（3号）
- ③ BIM/CIM 技術（道路）
- ④ BIM/CIM 要領検討
- ⑤ ハンドブック案策定

(3) 現地再委託

本業務においては国内・現地再委託を想定しておりません。

(4) 配布資料／閲覧資料等

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報がJICAホームページ及びJICA図書館（<https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html>）にて閲覧可能です。

- 開発途上国における ICT 技術を活用した道路分野 ODA 事業のあり方に関するプロジェクト研究最終報告書
- フィリピン国 ODA 事業（土木・建築工事）におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進にかかる情報収集・確認調査